

COPY

茨労収基第 0119 第 20 号

平成 29 年 3 月 6 日

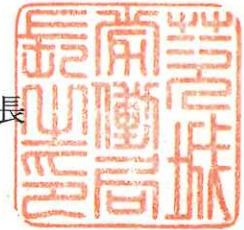
富士エレベーター工業（株）

代表取締役 篠田 一喜 殿

日本ゲージ（株）

代表取締役 山野内 十一郎 殿

茨城労働局長



エレベーター製造許可書

平成 29 年 1 月 19 日付けをもって申請のあった労働安全衛生法第 37 条第 1 項に基づくエレベーター製造許可申請については、別紙のとおり許可する。

なお、クレーン等製造許可基準（昭和 47 年 9 月 30 日付け労働省告示第 76 号）又は許可に反するエレベーターを製造した場合には、許可を取り消すことがあるので、申し添える。

（備考）

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます（処分があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

| | | |
|---|------------------------|--|
| 1 | 製造許可年月日 | 平成29年3月6日 |
| 2 | 製造許可番号 | 茨城労働局許可第3号 |
| 3 | 種類及び型式 | 常設ロープ式エレベーター |
| 4 | 積 載 荷 重 | 6トン |
| 5 | 構 造 部 分 の 材 料 の 区 分 | 普通鋼（ガイドレールは除く） |
| 6 | 工 作 方 法 | アーク溶接及びボルト止め |
| 7 | 製 造 の 分 担 | エレベーターの設計、組立て、検査 富士エレベーター工業（株） 東京都千代田区内神田 3-4-6 |
| | | 構造部分の製造、出荷検査 日本ゲージ（株） 茨城県東茨城郡茨城町長岡 3652 |
| 8 | 主 任 設 計 者 | 富士エレベーター工業（株） 取締役技術部長 福田 栄吉 |
| 9 | 工 作 責 任 者 | 日本ゲージ（株） 製造部長 市川 武彦 |

